

# (参考) 尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の背景

令和2年1月に国内で初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症への対策を経て、新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症法において所要の改正が行われ、令和6年7月には国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が初めて抜本的に改定されました。

令和7年3月には兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画も改定され、これら国・県計画の改定内容を踏まえ、市計画についても令和8年7月までに改定する予定です。

## 国 新型インフルエンザ等対策 政府行動計画 (令和6年7月改定)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条に基づく政府行動計画。  
新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に抜本的改定。

## 兵庫県 新型インフルエンザ等対策 行動計画 (令和7年3月改定)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく都道府県行動計画。  
政府行動計画に基づき都道府県知事が作成。  
政府行動計画の抜本的改定を踏まえ、令和7年3月に改定。

## 尼崎市 新型インフルエンザ等対策 行動計画 (令和8年6月改定予定)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づく市町村行動計画。  
都道府県行動計画に基づき市町村長が作成。  
兵庫県行動計画の改定を踏まえ、令和8年7月までに改定予定。